

参 考 資 料

(消 費 課 税 等)

一 消費課税関係

| 消費税関係

1. 消費税をめぐる経緯	- 1 -
2. 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	- 4 -
3. 国税の主要税目の税収の推移	- 5 -
4. 消費税収の推移	- 6 -
5. 平成6年秋の税制改革（所得減税と消費税率の引上げ）	- 7 -
6. 民間最終消費支出（実質）の推移	- 8 -
7. 消費税の福祉目的化	- 9 -
8. 消費税の使途	- 10 -
9. 税収の構成等について（平成12年度予算）	- 11 -
10. 65歳以上人口の対総人口比	- 12 -
11. 社会保障給付費の推移	- 13 -
12. 社会保障の給付と負担の見通し（1997（平成9）年9月 厚生省推計）	- 14 -
13. 高齢者に係る社会保障（現行制度）の将来推計（平成9年9月厚生省推計による）－未定稿－	- 17 -
14. 年金及び医療保険の国庫負担	- 18 -
15. 消費課税の諸類型	- 19 -
16. 消費税の概要	- 20 -
17. 諸外国の付加価値税の実施状況	- 24 -
18. 諸外国における付加価値税の標準税率の推移	- 25 -
19. 収入階級別税負担率（平成9年分：1か月当たり）	- 26 -
20. 食料品の各流通段階における課税・非課税取引の比較	- 27 -
21. 主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要	- 28 -
22. 食料品に対する付加価値税の課税関係（未定稿）	- 29 -
23. イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響	- 30 -
24. 複数税率の場合における還付問題	- 31 -
25. 消費税の仕入控除税額の計算方法	- 32 -
26. 各国の請求書等の例	- 33 -
27. 簡易課税制度について	- 35 -
28. 複数税率の場合における簡易課税制度の問題点	- 36 -

29. 主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要	-37-
30. ドイツの平均率課税	-38-
31. 限界控除制度について	-40-
32. 主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要	-41-
33. 消費税の転嫁のあり方について	-42-
34. 消費税率の引上げに伴う転嫁状況	-43-
35. 改正消費税等の円滑な実施のための対策（平成9年1月21日 税制改革実施円滑化推進本部）	-44-
36. 消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方（抜粋） （平成8年12月25日 公正取引委員会）	-45-
37. 価格表示方式の諸類型	-46-
38. 消費税滞納未然防止策の推進状況について（平成12年2月 国税庁）	-47-
39. 個別間接税について（平成5年の中期答申より）	-51-
40. 付加価値税に関するEC第6次指令（抄）（1977年5月17日）〔仮訳〕	-52-
41. 欧州主要国における付加価値税の課税標準に関する規定	-53-
42. 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）	-54-
43. 消費税に関する税制調査会答申の考え方	-55-
II 酒税・たばこ税関係	
1. 今後の税制のあり方についての答申（抄）	-69-
2. 主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移	-70-
3. 主要酒類の小売価格（消費税込み）に占める税負担割合の推移	-71-
III 特定財源等関係	
1. 現行の特定財源制度の概要（国税）	-72-
2. 自動車関係諸税の税率の推移	-74-
3. 自動車重量税の税率	-75-
4. 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	-76-
5. 道路整備事業の状況（平成12年度予算）	-77-
6. 空港整備特別会計のしくみ（平成12年度予算）	-78-
7. 12年度石特会計予算の概要	-79-
8. 12年度電特会計予算の概要	-80-
9. 平成10年度の税制改正に関する答申（抄）（平成9年12月）	-81-
10. 今後の税制のあり方についての答申（抄）（平成5年11月）	-82-

11. 平成5年度の税制改正に関する答申（抄）（平成4年12月）	－84－
12. 税制改革についての中間答申（抄）（昭和63年4月）	－85－
13. 昭和63年度の税制改正に関する答申（抄）（昭和62年12月）	－87－
14. 税制の抜本的見直しについての答申（抄）（昭和61年10月）	－89－

二 環境関連税制関係

1. 近年の環境政策の主な取組み	－91－
2. 環境基本計画における環境施策の体系	－92－
3. 環境基本法（抄）	－93－
4. 環境基本計画（抄）	－94－
5. 京都議定書の骨子	－95－
6. 地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の体系	－96－

一 消費課税関係
I 消費税関係

消費税をめぐる経緯

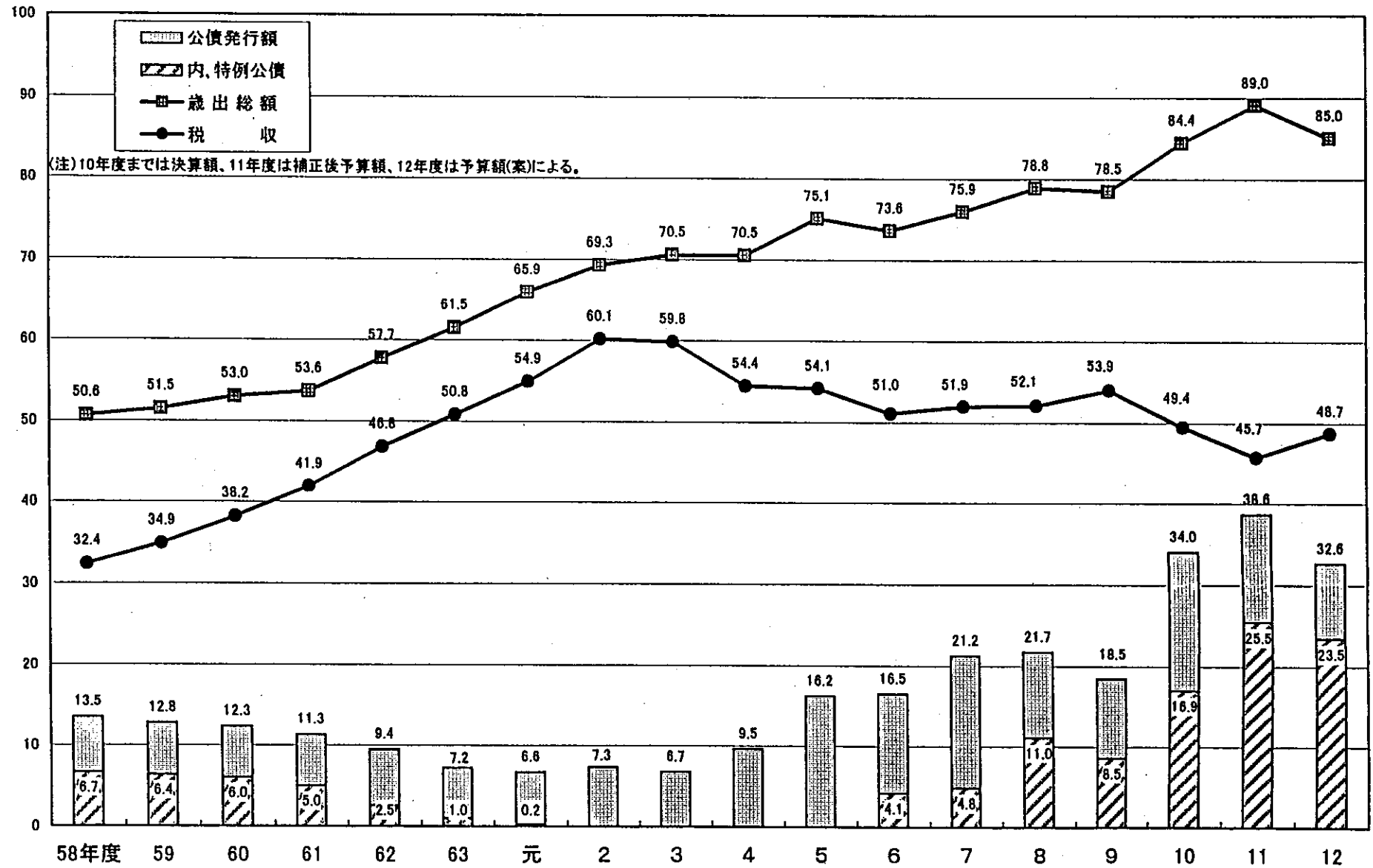
- 昭62. 11. 12 竹下総理、税制調査会に対し諮問
63. 4. 28 税制調査会「税制改革についての中間答申」を決定
7. 29 「税制改革法案」、「消費税法案」等を国会提出
12. 24 「税制改革法案」、「消費税法案」等が可決・成立
64. 1. 6 「新税制実施円滑化推進本部」を設置（平成元年12月までに本部会合を計8回開催）
- 平元. 4. 1 消費税導入
9. 28 野党四会派（社、公、民、連合）、消費税廃止関連法案を国会提出（代替財源関係は10. 26）
11. 24 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「中間報告」を総会に報告
12. 1 自民党、「消費税の見直しに関する基本方針」を決定
12. 11 参議院において、消費税廃止関連法案を修正可決・衆院へ回付
12. 16 第116回国会（臨時会）閉会、消費税廃止関連法案廃案
2. 3. 6 政府、「消費税見直し法案」を国会提出
4. 19 野党四会派（社、公、民、進民連）、消費税廃止関連法案を国会提出
6. 22 衆議院において、消費税見直し法案を可決・参院へ回付、消費税廃止関連法案を否決
6. 26 第118回国会（特別会）閉会、消費税見直し法案廃案
- 〃 「税制問題等に関する両院合同協議会」設置
（実質的な協議機関として専門者会議設置。3年10月までに計27回開催。）
10. 30 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」を総会に報告

3. 4. 25 「両院合同協議会」第4回会合
 「消費税に関する緊急措置についての考え方」に沿って議員立法により会期内に処理
 （すること等について各党合意（共産党を除く））
5. 8 「消費税法の一部を改正する法律案」成立（議員立法・全会一致）（3.10.1 施行）
-
5. 7. 29 連立政権樹立に関する合意（八党派覚書）
9. 3 細川総理、税制調査会総会で挨拶（新たな諮問と受け止め、税制調査会審議開始）
11. 19 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」を決定
6. 2. 2 細川総理、「国民福祉税（仮称）」の創設を含む「税制改革草案」を提案
2. 17 「福祉社会に対応する税制改革協議会」発足（6.21の報告まで3小委を含め計188回開催）
3. 29 「平成6年分の所得税の特別減税法案（附則を修正追加）」可決・成立（全会一致）
4. 8 細川総理、税制調査会に対し諮問
6. 21 税制調査会「税制改革についての答申」を決定
- 〃 連立与党「福祉社会に対応する税制改革協議会」報告
6. 29 新しい連立政権の樹立に関する合意（自・社・さ）
7. 19 「与党税制改革プロジェクトチーム」第1回会合（9月22日まで計19回開催）
10. 14 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」
 等（税制改革関連法）を国会提出
11. 25 税制改革関連法案 可決・成立
 消費税率の見直し期限 8. 9. 30
 消費税に係る改正の施行日 9. 4. 1

8. 6. 21 税制調査会「消費税率に関する意見」を公表
" 与党税制改革プロジェクトチーム「消費税率に関する「検討」の結果」報告
6. 25 「消費税及び地方消費税の税率について」閣議決定
9. 1. 21 「税制改革実施円滑化推進本部」を開催
4. 1 税制改革関連法（消費税関係）の施行
〔 ・ 消費税率の引上げ及び消費税制度の改革 〕
〔 ・ 地方消費税の創設 〕
10. 12. 16 自民党と自由党の間で消費税の使途について合意
11. 3. 17 予算総則に「消費税の福祉目的化」を盛り込んだ平成11年度予算成立
10. 4 三党連立政権「政治・政策課題」合意（自・自・公）
12. 16 合意書－平成12年度税制改正にあたって－（自・自・公）

(兆円)

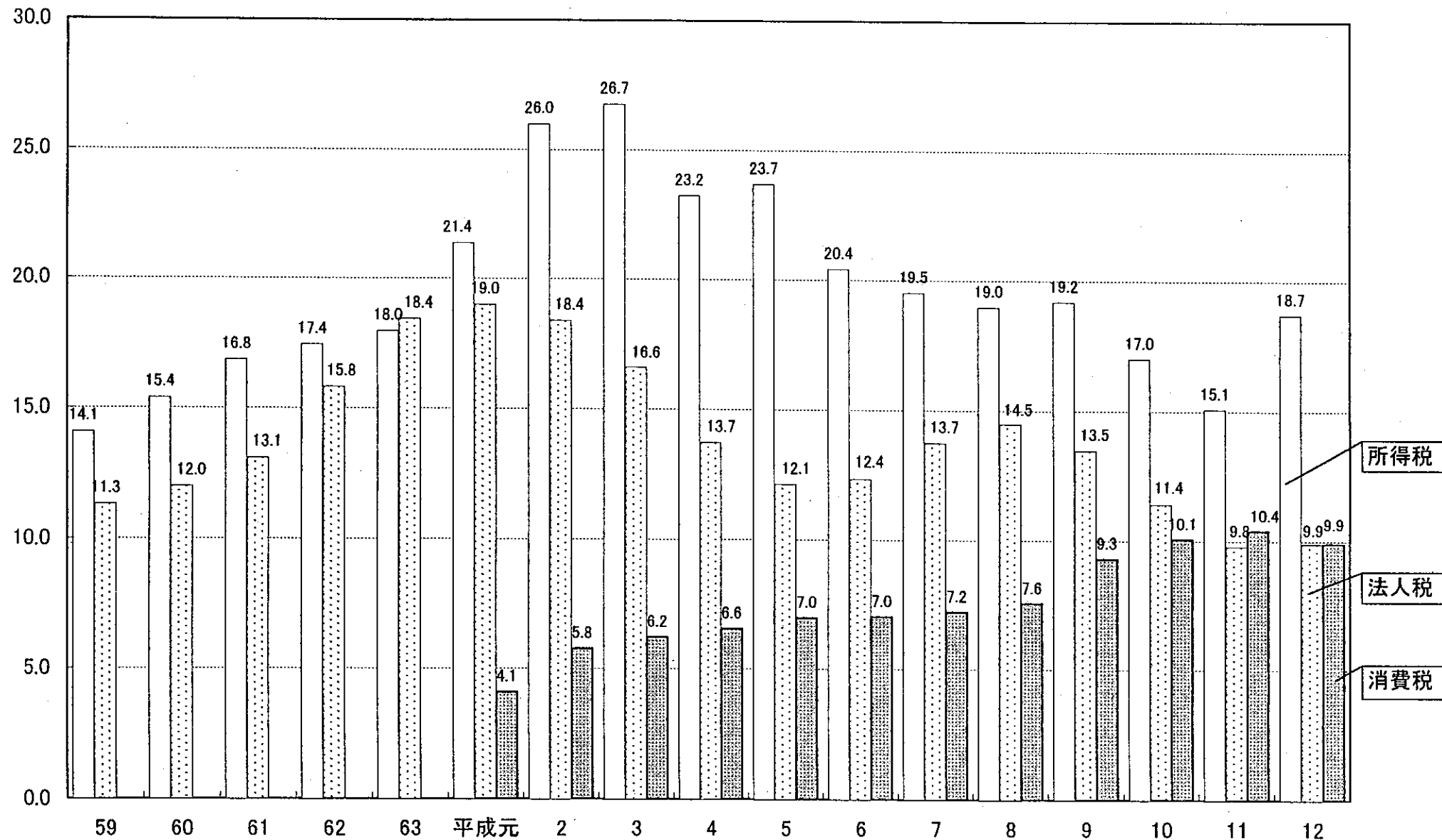
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



歳入に占める
税収の割合(%) 62.6 66.9 70.7 74.1 76.2 78.7 81.7 83.8 82.0 76.2 69.6 66.8 64.5 63.6 67.3 55.1 51.3 57.3

(兆円)

国税の主要税目の税収の推移



(注) 1. 平成10年度までは決算額、平成11年度は2次補正後予算額、平成12年度は予算額である。

2. 平成8年度までの消費税収には特別会計分を含む。

(年度)

消費税収の推移

(単位：億円)

年 度 区 分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11(推)	12(予)
[伸率] 国 税 収 入 計 A	571,361	[9.9%] 627,798	[0.7%] 632,110	[▲9.2%] 573,964	[▲0.5%] 571,142	[▲5.5%] 540,007	[1.8%] 549,630	[0.5%] 552,261	[0.7%] 556,007	[▲7.9%] 511,977	[▲6.9%] 476,605	[6.3%] 506,620
[伸率] 消 費 税 収 B	40,874	[41.4%] 57,784	[7.6%] 62,204	[5.3%] 65,511	[6.6%] 69,831	[0.8%] 70,394	[2.8%] 72,376	[4.6%] 75,709	[22.9%] 93,047	[8.3%] 100,744	[3.0%] 103,760	[▲5.0%] 98,560
(B/A)	(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.7%)	(21.8%)	(19.5%)
※一般会計分 C (B-D)	32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	103,760	98,560
※特別会計分 D (B×20% =消費譲与税)	8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—	—

(注) 1. 平成10年度以前は決算額、平成11年度は補正後予算額、平成12年度は予算額である。

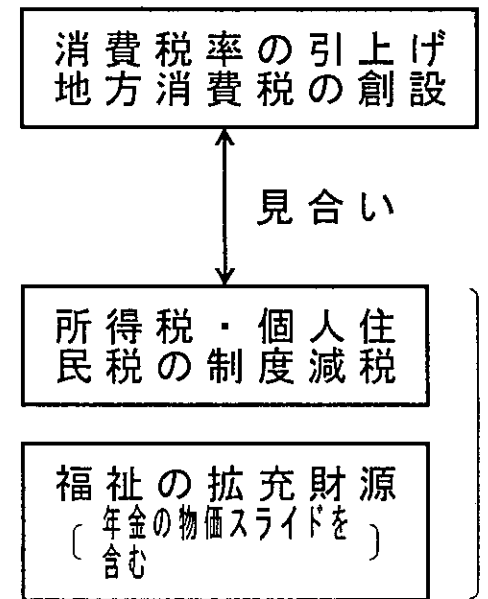
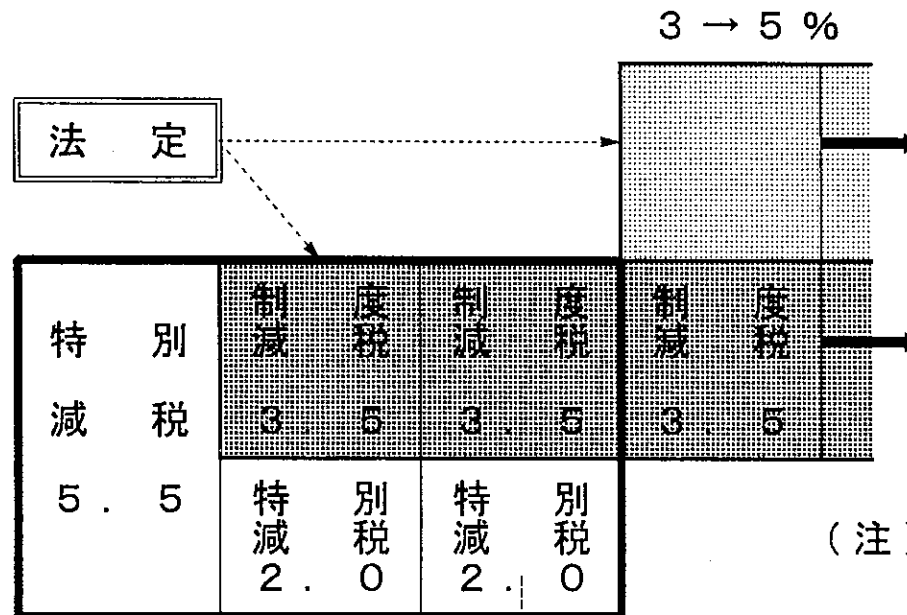
2. 上記のほか、地方消費税収は、平成9年度 8,070億円(決算額)、平成10年度 25,504億円(決算見込額)、平成11年度 24,626億円(地方財政計画額)、平成12年度 25,438億円(地方財政計画額)となっている。

平成6年秋の税制改革（所得減税と消費税率の引上げ）

消費税率5%（地方消費税を含む。）への引上げは、平成7年（度）から実施された所得税・個人住民税の制度減税に概ね見合うものとして、平成6年秋に法定され、平成9年4月に実施された。

6年度 7年度 8年度 9年度 10年度

〔消費 税〕



3年間の減税規模

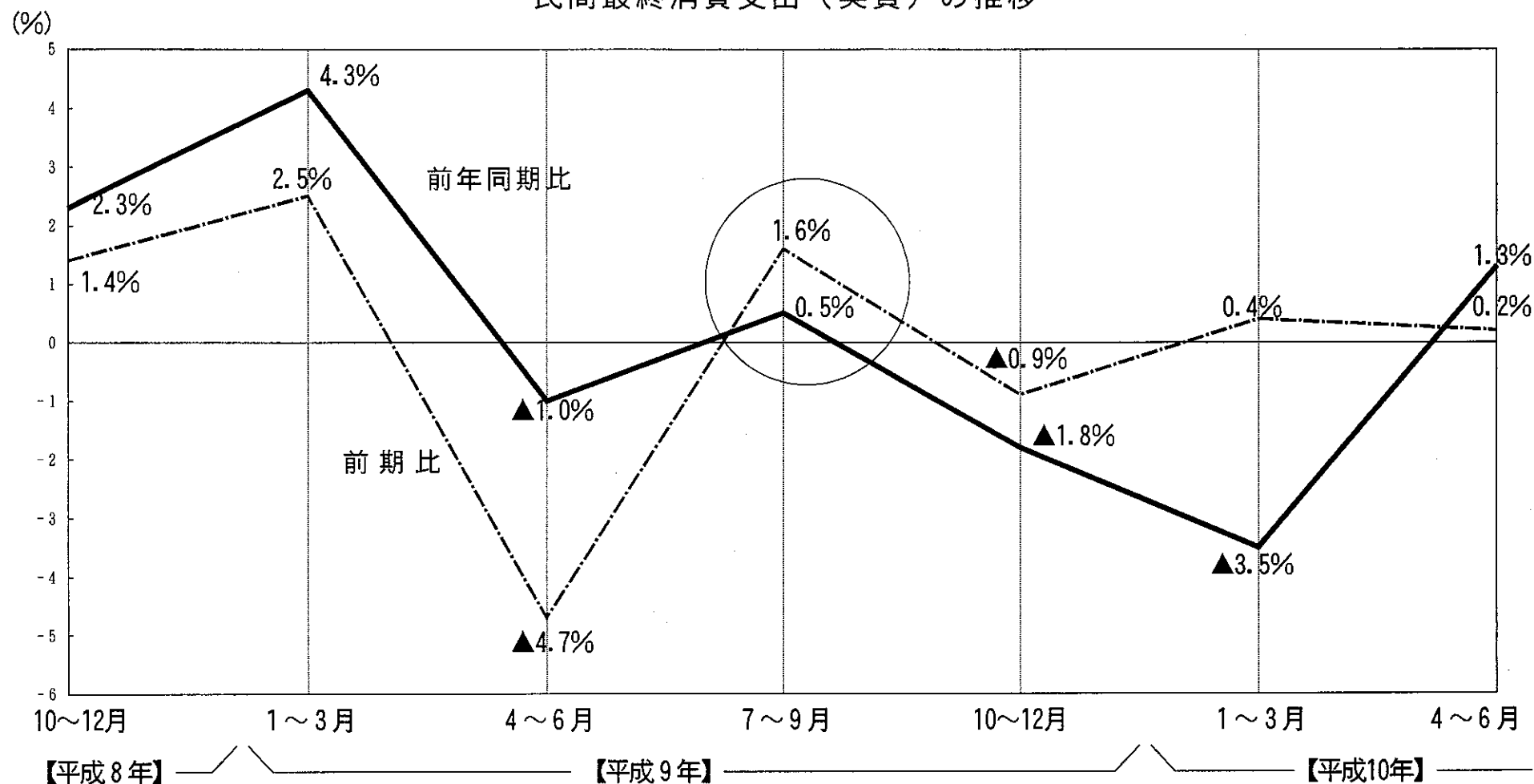
16.5兆円

財源は特例（赤字）公債

（注）平成10年（度）には4兆円の特別減税（当初分、追加分）が実施されているほか、平成11年（度）以降は4兆円の恒久的な減税が実施されている。

平成9年4月の消費税率引上げ後の消費動向に着目すると、「民間最終消費支出」は、平成9年4～6月期には消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動のため落ち込んだが、7～9月期には前年同期比プラスに転じ、消費は持ち直していた。

民間最終消費支出（実質）の推移



(備考) 「国民経済計算（経済企画庁）」による。

消費税の福祉目的化

(平成12年度予算)

(単位：兆円)

歳入 (交付税分除き)	
消費税 (国分) 6.9	その他
その他	



歳 出 (交 付 税 交 付 金 除 き)	
基礎年金	4. 5
老人医療	3. 3
介 護	1. 3
そ の 他	

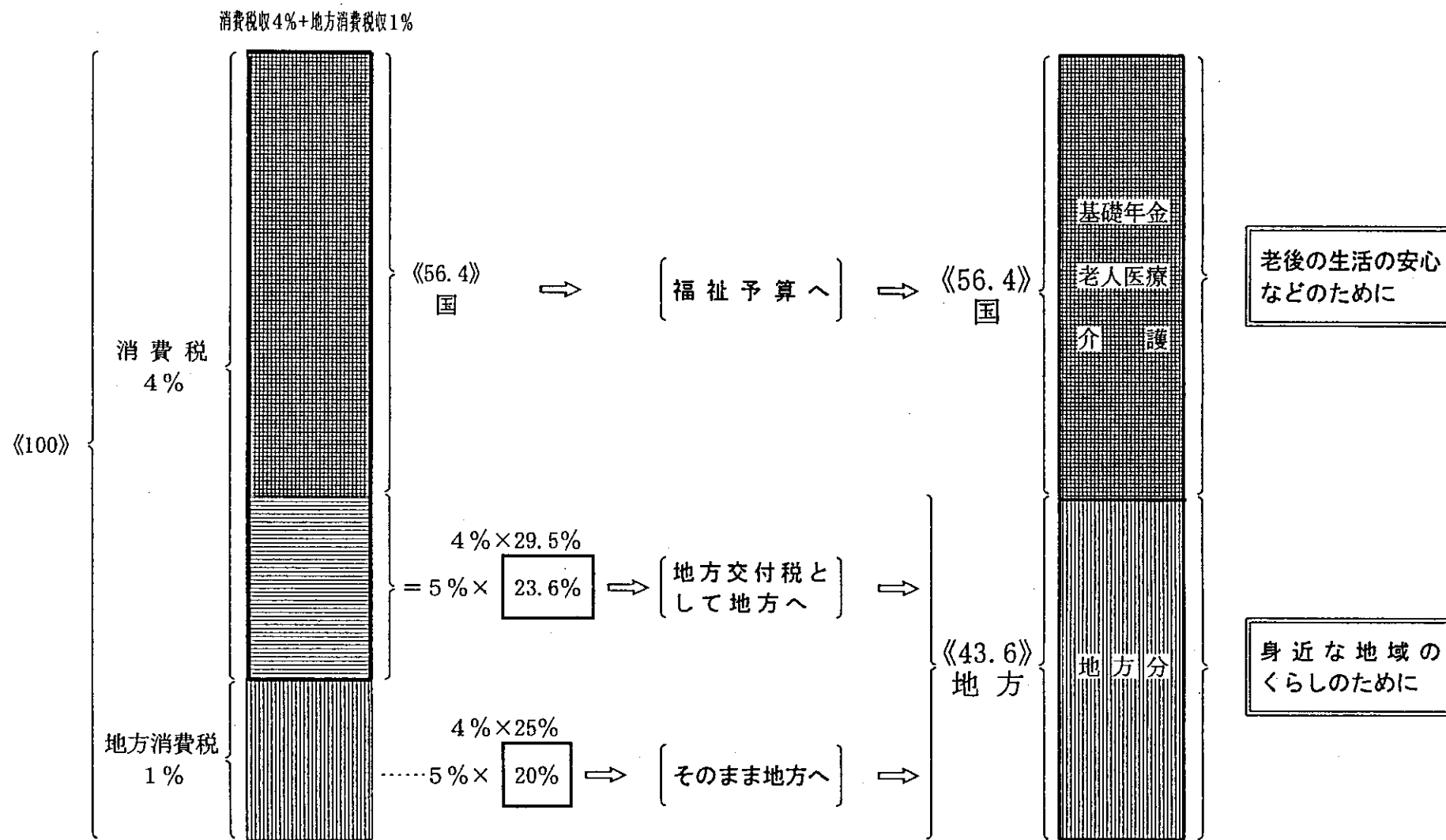
(参考)

一般会計歳入計	85.0
○ 租税収入	48.7
・ 所得税収入	18.7
・ 法人税収入	9.9
・ 消費税収入	9.9
○ 公債金	32.6
・ 特例公債金	23.5

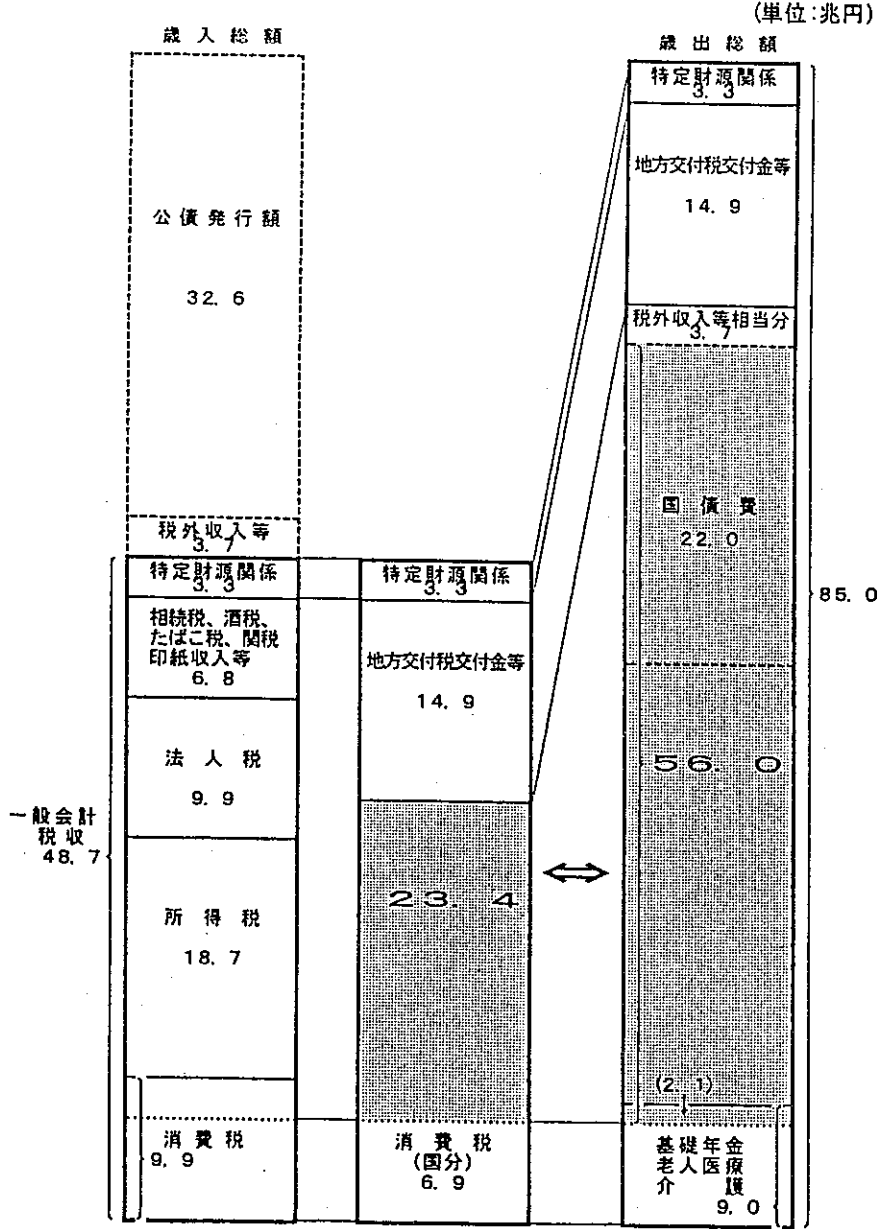
○ 消費税収(国+地方)	12.4
・ 消費税	9.9(a)
・ 地方消費税	2.5(b)
↓	
地方交付税調整後	
・ 国 : (a) - ((a) × 29.5%)	= 6.9
・ 地方 : (b) + ((a) × 29.5%)	= 5.4

(注) 計数は、四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

消費税の使途

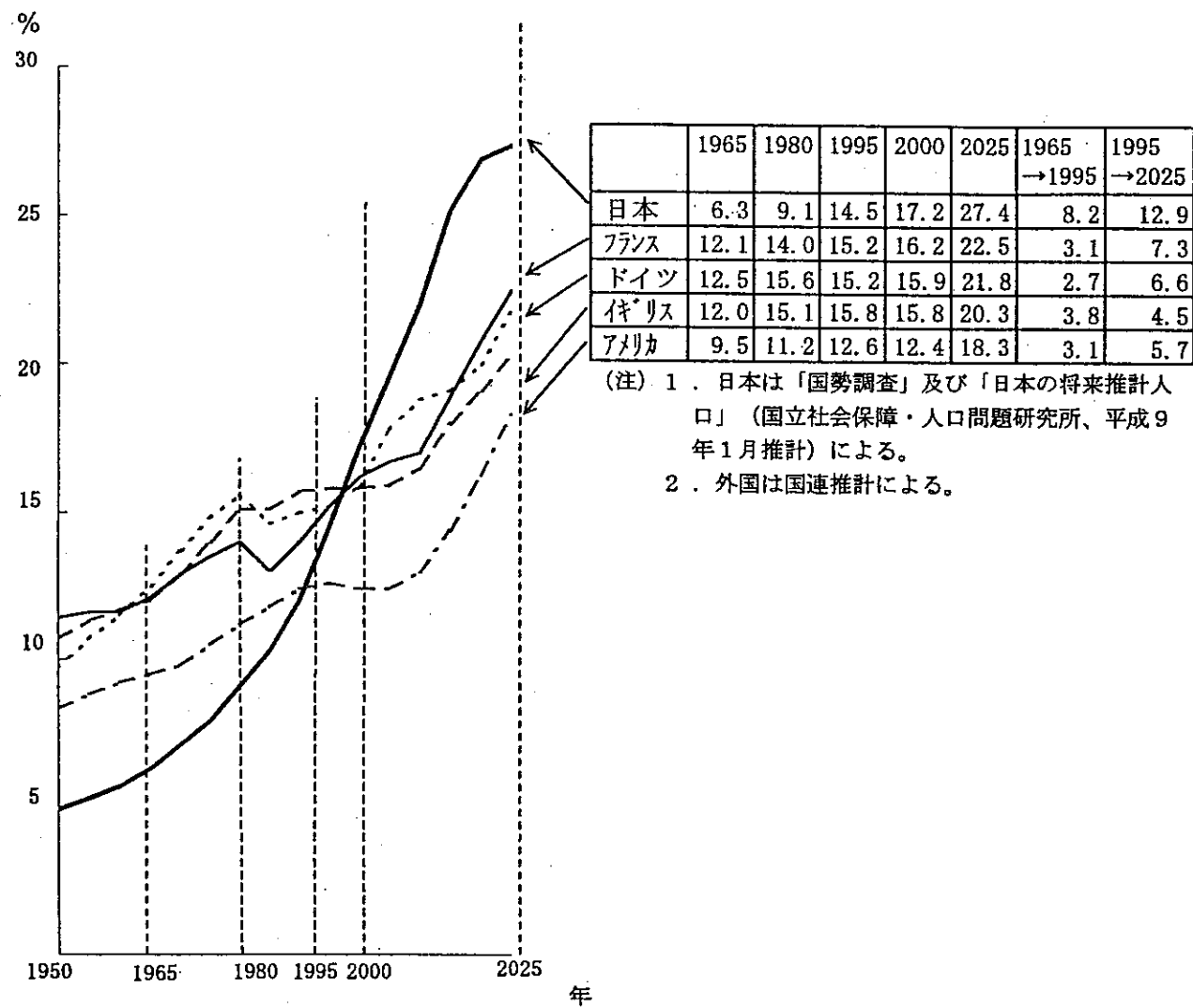


税 収 の 構 成 等 に つ い て （ 平 成 12 年 度 予 算 ）

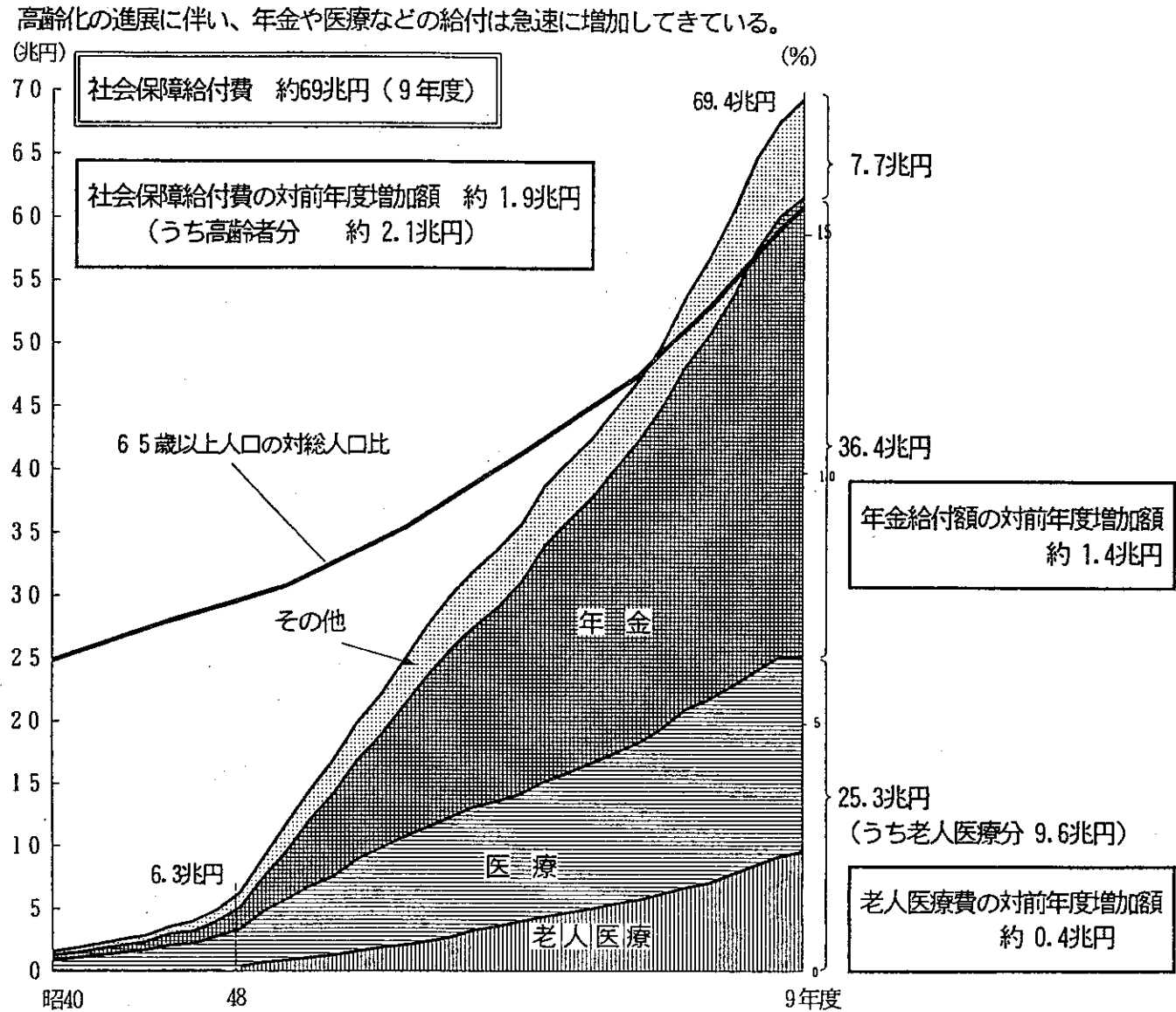


(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

65歳以上人口の対総人口比



社会 保 障 給 付 費 の 推 移



(注) 内は、平成9年度の計数に関する説明である。

社会保障の給付と負担の見通し（１９９７（平成９）年９月 厚生省推計） [試算A]

	１９９５年度		２０１０年度		２０２５年度	
	(平成７)	国民所得比	(平成２２)	国民所得比	(平成３７)	国民所得比
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	６５	１７	１５４	２６	２７４	２９ １／２
うち年金	３４	９	８６	１４ １／２	１４２	１５ １／２
医療	２４	６	４６	８	９０	１０
福祉等	７	２	２２	３ １／２	４１	４ １／２
(介護(再掲))	(－)	(－)	(１０)	(１ １／２)	(２１)	(２ １／２)
社会保障に係る負担	７０	１８ １／２	１４４	２４ １／２	２７２	２９ １／２
国民所得	３８０	—	５９４	—	９２５	—

注１）経済指標の前提 名目国民所得の伸び率 ２０００年度まで ３．５％、 ２００１年度以降 ３．０％
名目賃金上昇率 ２０００年度まで ３．０％、 ２００１年度以降 ３．０％

注２）介護保険制度を導入した場合の試算

注３）１９９７（平成９）年度 社会保障給付費 ６９．４兆円（対国民所得比 １７．８％）
うち年金 ３６．４兆円（ ” ９．３％）
うち医療 ２５．３兆円（ ” ６．５％）
うち福祉等 ７．７兆円（ ” ２．０％）

社会保障の給付と負担の見通し（１９９７（平成９）年９月 厚生省推計） [試算B]

	１９９５年度		２０１０年度		２０２５年度	
	(平成７)	国民所得比	(平成２２)	国民所得比	(平成３７)	国民所得比
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	６５	１７	１４１	２７ １／２	２３０	３３ １／２
うち年金	３４	９	７６	１５	１０９	１６
うち医療	２４	６	４６	９	９０	１３
福祉等	７	２	１９	３ １／２	３１	４ １／２
(介護(再掲))	(－)	(－)	(９)	(１ １／２)	(１６)	(２ １／２)
社会保障に係る負担	７０	１８ １／２	１３１	２５ １／２	２３０	３３ １／２
国民所得	３８０	—	５１２	—	６８９	—

注１）経済指標の前提 名目国民所得の伸び率 ２０００年度まで １．７５％、 ２００１年度以降 ２．０％

名目賃金上昇率 ２０００年度まで １．２５％、 ２００１年度以降 ２．０％

注２）介護保険制度を導入した場合の試算

注３）１９９７（平成９）年度 社会保障給付費 ６９．４兆円（対国民所得比 １７．８％）

うち年金 ３６．４兆円（ 〃 ９．３％）

うち医療 ２５．３兆円（ 〃 ６．５％）

うち福祉等 ７．７兆円（ 〃 ２．０％）

社会保障の給付と負担の見通し（１９９７（平成９）年９月 厚生省推計） [試算C]

	１９９５年度		２０１０年度		２０２５年度	
	(平成７)	国民所得比	(平成２２)	国民所得比	(平成３７)	国民所得比
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	６５	１７	１３７	２８	２１６	３５ １／２
うち年金	３４	９	７３	１５	９８	１６
うち医療	２４	６	４６	９ １／２	９０	１５
うち福祉等	７	２	１８	３ １／２	２７	４ １／２
(介護(再掲))	(－)	(－)	(８)	(１ １／２)	(１４)	(２ １／２)
社会保障に係る負担	７０	１８ １／２	１２７	２６	２１６	３５ １／２
国民所得	３８０	—	４８７	—	６０９	—

注１）経済指標の前提 名目国民所得の伸び率 ２０００年度まで １．７５％、 ２００１年度以降 １．５％
名目賃金上昇率 ２０００年度まで １．２５％、 ２００１年度以降 １．５％

注２）介護保険制度を導入した場合の試算

注３）１９９７（平成９）年度 社会保障給付費 ６９．４兆円（対国民所得比 １７．８％）
うち年金 ３６．４兆円（ ” ９．３％）
うち医療 ２５．３兆円（ ” ６．５％）
うち福祉等 ７．７兆円（ ” ２．０％）

◎ 高齢者に係る社会保障（現行制度）の将来推計（平成9年9月厚生省推計による）

未 定 稿

2000年度（平成12年度、予算ベース）

⇒

2010年度（平成22年度）

⇒

2025年度（平成37年度）

	給付額	国庫負担		給付額	国庫負担(現行制度)		給付額	国庫負担(現行制度)
基礎年金	14兆円	4.5 兆円		約 26兆円	約 9 兆円		約 40兆円	約 13 兆円
老人医療	9兆円	3.3 兆円	⇒	約 21兆円	約 8 兆円	⇒	約 51兆円	約 21 兆円
介護	4兆円	1.3 兆円		約 9兆円	約 3 兆円		約 16兆円	約 5 兆円
合計	27兆円	9.0 兆円		約 55兆円	約 19 兆円		約 107兆円	約 39 兆円

（注）1. 2010年度及び2025年度の基礎年金、老人医療、介護の計数は「9年9月推計」の「Bケース」による。

- 「Bケース」における経済指標の前提
 - 名目国民所得の伸び率：1.75%（2000年度まで）→2%（2001年度以降）
 - 名目賃金上昇率：1.25%（2000年度まで）→2%（2001年度以降）等

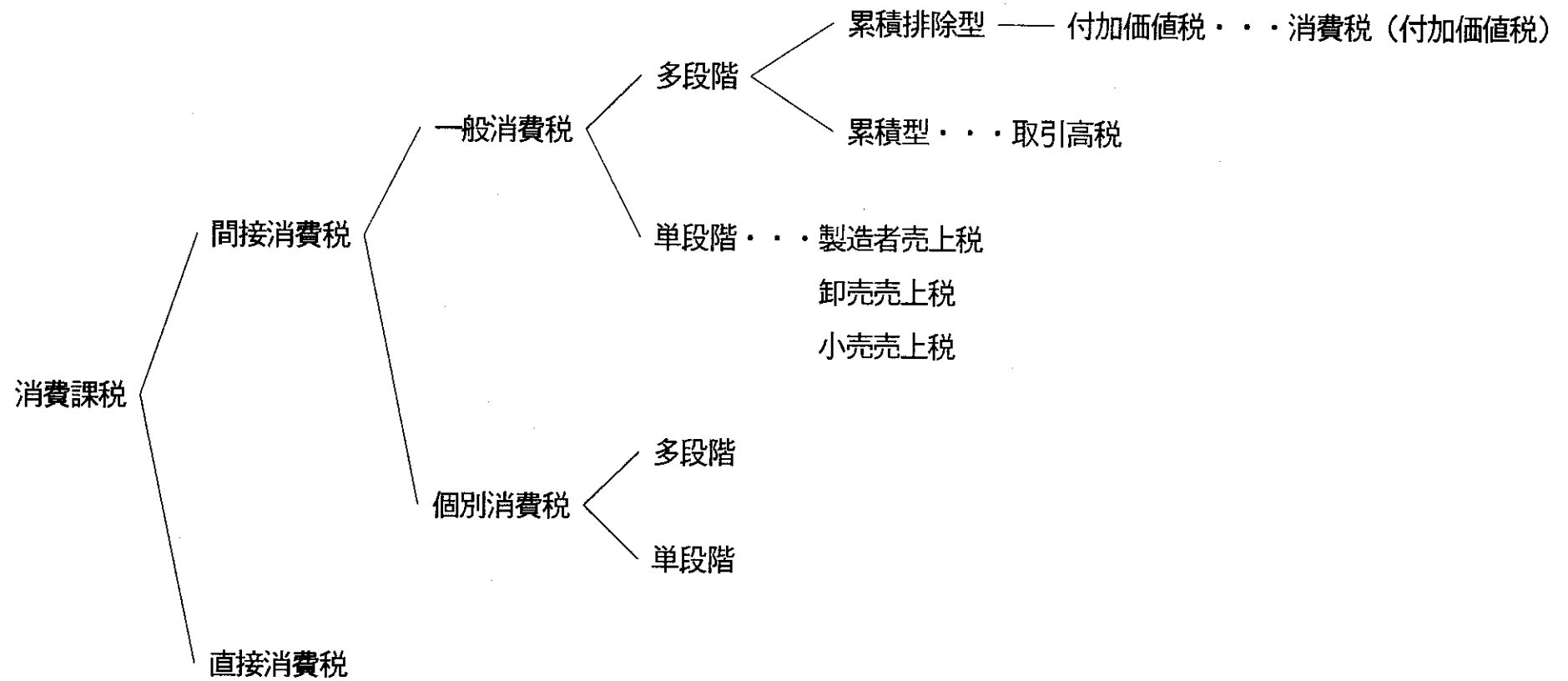
2. 計数は各年度の名目値

年金及び医療保険の国庫負担

		日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
年 金	制度 類型	社会保険方式 基礎年金有り		社会保険方式 基礎年金なし	社会保険方式 基礎年金有り	社会保険方式 基礎年金なし	社会保険方式 基礎年金なし	社会保険方式 基礎年金有り
	国庫 負担	基礎年金給付費の 1 / 3		原則として な し	原則として な し	給付費の 約20%	原則として な し	原則として な し
医療保険	制度 類型	社会保険方式			保健サービス方式	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス方式
	国庫 負担	国保（市町村）	政 管 健 保	一般向けの公 的医療保険は ない	費用の約80%	原則として な し { 若年世代と高齢世代との 区分はない }	原則として な し	医療保険支出 の約 20%
		医療給付費及び 老健拠出金負担 の50%	保険給付費の 13.0%、老健拠 出金負担の16.4 %等					

- (注) 1. 日本の被用者保険である組合健保、共済組合については、保険給付に対する定率による国庫負担は行われていない。
また、老人保健制度に対し2割の国庫負担を行っている。
2. アメリカには、65才以上の老人等を対象としたメディケア、低所得者向けのメディケイドがある。
3. イギリスの国庫負担が高いのは、医療が国民保健サービスによって提供されているという特殊な事情があるからである。
4. フランスの医療保険については、特定の目的税等により一部補完されている。
5. スウェーデンの年金制度については、従来、基礎年金給付費の一部について国庫負担が行われてきたが1999年1月から新制度が施行され、基礎年金制度が廃止されるとともに2001年1月から低所得者向けを除き原則として国庫負担は廃止されることとなっている。

消費課税の諸類型



消費税の概要

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
1. 課税対象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）		
2. 納税義務者	(1) 国内取引 …………… 事業者 * 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (2) 輸入取引 …………… 輸入者		○ 新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が 1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しない。
3. 課税標準	(1) 資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入の際の引取価額		
4. 税率	3% (注) 普通乗用自動車については、平成元年4月1日から平成4年3月31日までの間は6%（経過措置）	平成4年度改正（租特法） 普通乗用自動車については、平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間 4.5%	○ 税率の引上げ 3%⇒4% (注) 地方消費税（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）とあわせた税率は5%となる。
5. 輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税		

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
6. 非課税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等 (8) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学検定料	○ 非課税範囲の追加 (1) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業 (2) 助産 (3) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (4) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (5) 学校教育法第1条に規定する学校等の入学金、施設設備費、学籍証明等手数料 (6) 教科用図書の譲渡 (7) 住宅の貸付け	
7. 税額控除	(1) 仕入税額控除 ① 原則（本則計算） イ 課税売上割合が95%以上の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除 ロ 課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除 (注) 仕入税額控除の適用要件として、帳簿又は請求書等の保存が義務付けられている（帳簿方式）。		○ 請求書等保存方式への移行 仕入税額控除の適用要件として、帳簿及び請求書等の保存を義務付け

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
	② 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5億円以下の課税期間については、選択により、売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入に係る消費税額とすることができる。 （みなし仕入率） 卸売業者 90% その他の事業者 80%	○ 適用上限額の引下げ 5億円以下⇒4億円以下 ○ みなし仕入率の細分化 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60%	○ 適用上限額の引下げ 4億円以下⇒2億円以下 ☆みなし仕入率の見直し〔8年度改正〕 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60% 第5種事業（サービス業等） 50%
	(2) 限界控除制度 その課税期間の課税売上高が6,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。 （限界控除税額） $\text{本来納付すべき税額} \times \frac{6,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{3,000\text{万円}}$ （注）その課税期間の課税売上高が3,000万円未満であるときは、これを3,000万円として計算する。	○ 適用上限額の引下げ 6,000万円未満⇒5,000万円未満 （限界控除税額） $\text{本来納付すべき税額} \times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$	○ 廃 止

項 目	創 設 時	平成 3 年改正（平3.10実施）	6 年秋の税制改革（平 9 . 4 実施）
8. 申告・納付	(1) 国内取引 ① 課税期間 …… 個人事業者は暦年、法人は事業年度（3 か月の短期選択も可能） ② 確定申告・納付 …… 課税期間終了後 2 月以内に確定申告・納付 （注）個人事業者の確定申告・納付期限は翌年 3 月末（租特法） ③ 中間申告・納付 …… 直前の課税期間の確定消費税額が60万円を超える事業者は、年 1 回の中間申告・納付（②と合わせ、年 2 回の申告・納付） (2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告、納付（3 か月以内の納期限の延長あり）	○ 中間申告・納付制度の改正 直前の課税期間の確定消費税額が 500万円を超える事業者の中間申告・納付は年 3 回（確定申告と合わせ、年 4 回の申告・納付）。 （500万円以下の事業者は従来どおり）	○ 確定申告書等への添付書類規定の新設 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を義務付け。 ○ 中間申告・納付を要する基準税額の改正 地方消費税の創設に伴い、直前の課税期間の確定消費税額を、創設前と同水準とするための改正 500万円⇒ 400万円 60万円⇒48万円
9. その他	国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。		